

第8章 雇用保険と健保・年金

8-1 雇用保険

雇用保険は、労働者が失業したときに、失業中の生活を心配することなく新しい仕事を探して、1日も早く再就職することができるようにするための給付を行う保険です。

また、失業者を対象とする給付だけではなく、育児・介護休業を取得する労働者を対象とした**育児休業給付**や**介護休業給付**、一定の条件を満たした在職者及び離職者を対象に、教育訓練経費の一部を補助する**教育訓練給付**なども、雇用保険事業の一つです。

◆雇用保険への加入

雇用保険は、原則的には、労働者を一人でも雇用する事業に適用されます。適用事業で働く労働者は、本人が加入を希望するか否かにかかわらず、加入条件（次ページ参照）を満たした場合はすべて被保険者となります。

雇用保険料は、労働者の賃金総額に保険料率（一般の事業の場合は千分の9）をかけたもので、このうち、被保険者負担分は千分の3となっています。各月の賃金支給額が変動すると、雇用保険料も変動します。

◆雇用保険の適用基準

雇用形態にかかわらず、次のいずれにも該当するときは、雇用保険の被保険者となります。

【雇用保険の適用基準】**① 31日以上引き続き雇用されることが見込まれること**

31日以上雇用が継続しないことが明確である場合を除き、この要件に該当することとなります。このため、例えば、次の場合には、雇用契約期間が31日未満であっても、原則として、31日以上雇用が見込まれるものとして、雇用保険が適用されることとなります。

- ・雇用契約に更新する場合がある旨の規定があり、31日未満での雇止めの明示がないとき
- ・雇用契約に更新規定はないが、同様の雇用契約により雇用された労働者が31日以上雇用された実績があるとき

② 1週間の所定労働時間が20時間以上であること**◆雇用保険からのおもな給付****○求職者給付**

雇用保険の被保険者が、解雇・倒産・自己都合等により離職し、働く意思と能力がありながら就職できない場合に**基本手当**（いわゆる**失業手当**）が支給されます。一般の離職者の場合、離職の日以前の2年間に、11日以上働いた月が12か月以上あることが受給の要件です。ただし、特定受給資格者（倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者）や特定理由離職者（労働契約において、「契約を更新する場合がある」とされている場合等で、労働者が契約の更新を希望したにもかかわらず、更新について労使が合意できなかったため離職した有期契約労働者等）の場合は、離職の日以前の1年間に11日以上働いた月が6か月以上あれば、受給資格を得ることができます。

基本手当日額（賃金日額の50～80%、60～64歳については45～80%で、年齢区分ごとに上限あり）は、次の表の給付日数分支給されます。

なお、離職日の翌日から1年以内に、基本手当や就業促進手当などをまったく受給しないで再就職し、再び雇用保険の被保険者となった場合には、前の会社での被保険者として雇用された期間を通算することができます。

・65歳未満で離職した者

① 一般の離職者（定年退職者や自己の意思で離職した者）、障害者等の就職困難者

区分		被保険者であった期間		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上		
一般離職者	全年齢	—	90日	120日	150日			
就職困難者	45歳未満	150日	300日					
	45歳以上 65歳未満		360日					

② 特定受給資格者（倒産、解雇等により、再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者）

区分		被保険者であった期間		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上		
30歳未満		90日	90日	120日	180日	—		
30歳以上35歳未満			120(90)日	180日	210日	240日		
35歳以上45歳未満			150(90)日		240日	270日	330日	
45歳以上60歳未満			180日	240日	210日	240日		
60歳以上65歳未満			150日	180日	210日	240日		

- ※1 ()内は受給資格に係る離職日が平成29年3月31日以前の場合の日数。
 ※2 災害により離職した場合、給付日数が原則60日（最大120日）延長される場合があります。
 ※3 特定理由離職者も、特定受給資格者と同様の所定給付日数となる場合があります（受給資格に係る離職日が平成21年3月31日から平成34年3月31日までの間にある場合の暫定措置）。

・65歳以上で離職した者（一時金で支給）

被保険者として雇用された期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の給付日数	30日	50日

※失業給付がもらえない期間

最初にハローワークに離職票の提出と求職の申込みを行った日（受給資格決定日）から失業状態の日が通算して7日間は失業給付は支給されません（これを**待期**といいます）。

正当な理由がなく自己の都合で退職した人や自己の責任による重大な理由で解雇された人は、7日間の待期後、さらに原則として3か月間は失業給付は支給されません（これを**給付制限**といいます）。給付が始まる時期は給付制限期間の終了後となります。

○就職促進給付

労働者が離職後、公共職業安定所に失業と認定され、求職の申込みをしているときに再就職が決まり、更に一定の要件を満たした場合には、再就職手当が支給されます。給付額は、支給残日数に基本手当日額をかけた金額の60～70%相当額です。また、労働者が早期再就職した場合に、離職前より賃金が低下していたら、6月間職場に定着することを条件に、基本手当の支給残日数の40%を上限として、低下した賃金の6月分が追加給付されます。また、就職面接のため子どもの一時的預かりを利用した費用等は、求職活動支援費として給付されます。

○教育訓練給付制度（一般教育訓練給付・専門実践教育訓練給付）

労働者や離職者が、自ら費用負担し、国が指定する教育訓練を修了した場合に、経費の一部が支給されます。

① 一般教育訓練給付

受講開始日現在、雇用保険の被保険者であった期間が3年以上（一部例外有）であること。前回の教育訓練給付金受給から今回の受講初日までに3年以上経過していること等が要件。

② 専門実践訓練給付

受講開始日現在、雇用保険の被保険者であった期間が10年以上（一部例外有）であること。前回の教育訓練給付金受給から今回の受講初日までに10年以上経過していること等が要件。

○雇用継続給付

① 高年齢雇用継続給付

60歳以上65歳未満の被保険者のうち、被保険者であった期間が通算して5年以上あり、かつ、原則として60歳時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働いている労働者に対して支給されます。

② 育児休業給付

育児休業給付（P67）を取得する被保険者に対して、一定の要件を満たした場合に支給されます。支給額は休業開始時賃金の67%（休業開始から6か月経過後は50%）相当額です。

③ 介護休業給付

対象家族の介護を行うための介護休業（P72参照）を取得する被保険者に対して、一定の要件を満たした場合に支給されます。支給額は、休業開始時賃金月額67%相当額です。

※雇用保険の各種給付の詳細は、ハローワークにお尋ねください。

8-2 健康保険

健康保険とは、労働者やその家族（被扶養者）が、病気や怪我をしたとき、また労働者が病気や怪我のために会社を休んで賃金が支払われないとき、出産をしたとき、亡くなったときなどに、必要な医療給付や手当金の支給を行う保険です。

◆健康保険への加入

労働者を一人でも雇っている法人の事業所には、健康保険・厚生年金保険への加入が義務付けられています（強制適用事業所）。強制適用事業所で働く労働者は、本人が加入を希望するか否かにかかわらず、すべて被保険者となります。

パートタイマーであっても、1週の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が、その事業所で同種の業務を行う一般の労働者の4分の3以上ある場合には、被保険者となります。また、「4分の3」基準を満たさない場合であっても、次頁の①から⑤までの5つの要件すべてを満たすパートタイマーについては、新たに健康保険・厚生年金保険の加入対象となりました。さらに、勤め先の会社において労使で合意（働いている方の2分の1以上と事業主が社会保険に加入すること）がなされれば、社会保険の加入対象となります。

健康保険料（全国健康保険協会管掌健康保険、東京都の場合）は、標準報酬月額及び標準賞与額の千分の99.1を、介護保険料は、さらに千分の16.5を加えたものを事業主と被保険者で折半して負担します（平成29年6月現在）。

◆傷病手当金の給付

健康保険の傷病手当金制度は、被保険者が病気や怪我の療養のために会社を休み、賃金を受けられなくなった場合に、給料の3分の2相当額が、最長1年6か月まで支給される制度です。健康保険制度と似た制度として国民健康保険がありますが、国民健康保険には傷病手当金の制度はありません。健康保険の場合は、私傷病がもとで休業し、賃金が得られなかったときでも、健康保険組合等から給付を受けられることが特徴です。

【パートタイマーへの社会保険の適用拡大】（平成28年10月1日～）

①所定労働時間が週20時間以上

②月額賃金8.8万円以上

③雇用期間1年以上見込み

「雇用期間が1年以上見込まれる場合」とは次のとおりです。

- ・期間の定めがなく雇用される場合
- ・雇用期間が1年以上である場合
- ・雇用期間が1年未満である次の場合
 - ・雇用契約書に契約が更新される旨又は更新される可能性がある旨が明示されている場合
 - ・雇用契約書に契約が更新される旨が明示されていないが、同様の雇用契約で1年以上更新された実績がある場合

④学生でないこと

⑤常時501人以上の被保険者を使用する企業（特定適用事業所）に勤めていること

【新たに適用拡大となる事業所】（平成29年4月1日～）

次のア又はイに該当する、被保険者数が常時500人以下の事業所
 ア、労使合意に基づき申出をする法人・個人の事業所
 イ、地方公共団体に属する事業所

8-3 公的年金制度

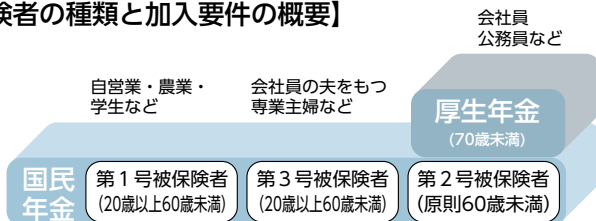
公的年金制度とは、被保険者が高齢になって働けなくなったとき、障害の状態になったとき、または亡くなったときなどに、必要な給付を行う制度です。年金制度は、**国民年金**と**厚生年金**の二階建ての仕組みとなっています。国民年金からは全ての国民に共通する基礎年金が支給され、厚生年金からは会社員、公務員など被用者であった者を対象に、原則として基礎年金に上乗せして報酬比例の年金が支給されます。

◆国民年金・厚生年金保険への加入

国民年金には、①日本に住んでいる20歳以上60歳未満の者、②厚生年金の被保険者、③②の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の者は必ず加入しなければなりません。

また、健康保険と同様に、労働者を一人でも雇っている法人の事業所には、厚生年金への加入が義務付けられており（強制適用事業所）、強制適用事業所で働く労働者は、本人が加入を希望するか否かにかかわらず、すべて被保険者となります（パートタイマーの加入要件も健康保険と同様です）。

【被保険者の種類と加入要件の概要】



厚生年金保険料は、事業主と労働者が折半して負担します（一般の被保険者の場合は標準報酬月額千分の181.82(※)を折半。賞与からも徴収）。

産前産後休業中及び育児休業中の保険料は、事業主を通じて被保険者へ申し出ることにより免除されます。免除期間については、年金額の算定にあたり、保険料を納付したものととして扱われます。※平成29年6月現在。ただし、順次負担率引き上げ。

◆高齢になったとき

被保険者が高齢になったとき、被保険者本人に支給されるのが**老齢年金**です。このうち、保険料を納めた期間や保険料を免除された期間などを合わせて25年以上の期間があるときに支給されるのが**老齢基礎年金**で、これに上乘せる形で支給されるのが**老齢厚生年金**です。さらに、法改正により、平成29年8月1日からは、この年金を受け取るために必要な期間（保険料納付済等期間）が25年から10年に短縮されることになりました。

老齢基礎年金は原則として65歳から受給できます。本人の希望により60歳からでも受給することはできますが、この場合、65歳から受給開始したときの年金額に比べて減額されます。また、老齢厚生年金も原則として65歳から受給できますが、一定の要件を満たした場合には60歳台前半であっても年金が受けられます（特別支給）。

60歳以上で、厚生年金に加入しながら働いているとき又は失業給付を受けているときには、年金額の調整が行われます。

◆障害の状態となったとき

被保険者が障害の認定を受けたときに、被保険者本人に支給されるのが**障害年金**です。①国民年金に加入している期間中の病気や怪我による障害だけでなく、②老齢基礎年金を受けるまでの60歳から64歳までの間の病気や怪我による一定以上の障害や、③子供の頃の病気や怪我による一定以上の障害などについても、要

件を満たしていれば**障害基礎年金**を受給できます。

さらに、その障害が、厚生年金の被保険者期間中の病気や怪我により生じ、一定の要件を満たした場合には、**障害厚生年金**または**障害手当金**が上積みされます。

◆亡くなったとき

国民年金に加入中の被保険者が亡くなったときには、亡くなった被保険者に生活を支えられていた妻と子（※）がいる場合は妻に、子だけのときは子に**遺族基礎年金**が支給されます。

また、①厚生年金の被保険者が死亡したとき、②厚生年金の被保険者期間中の病気や怪我がもとで、初診の日から5年以内に死亡したとき（ただし、保険料を納めた期間と保険料を免除された期間を合わせた期間が加入期間の3分の2以上あること）、③障害等級が1級・2級の障害厚生年金の受給権者が死亡したとき、④老齢厚生年金の受給権者又は受給資格者が死亡したときなどに、厚生年金から遺族に支給されるのが**遺族厚生年金**です。

国民年金の保険料を納めた期間と保険料を免除された期間があわせて25年以上あった被保険者が、障害基礎年金や老齢基礎年金を受けずに亡くなったときは、残された妻に**寡婦年金**が支給されます。寡婦年金は、10年以上結婚していた妻に、60歳から65歳になるまで支給されます。

このほか、①夫の死亡時に40歳以上で、子のいない妻、②すべての子が18歳に達したため遺族基礎年金を受けることができなくなった妻には、40歳から65歳になるまでの間、遺族厚生年金に**中高齢寡婦加算**が行われます。

※：ここでいう「子」とは18歳到達年度の末日まで（1級、2級の障害があれば20歳未満）の子をいいます。